

市役所の電話番号は……四九三一一一一

失った年金権をとりもどすチャンス

国民年金の特例納付

これが最後の機会です

国民年金をうけるためには、保険料を納めた期間と保険料の免除をうけた期間を合わせて25年(昭和5年4月1日以前に生まれた人は、この期間が10年から24年(別表)あればよいことになっていきます)以上なければ年金をうけることはできません。

しかし、こういった人でも無年金者にならないように、いまから加入の手続きをして、保険料をさかのぼって納めることにより年金がうけられるように、保険料の特例納付の道が開かれています。

長い間、国民年金に加入していなかったり、保険料を納めていなかったり、保険料を納め忘れていた期間があるとき、現在は加入していないが、以前に納め忘れの保険料があるとき、

※ただし、サラリーマンの奥さんなど、任意加入の期間については、特例納付することはできません。

こんな方が

特例納付できます

次の方は保険料をさかのぼって納められます。

- (1) 国民年金に加入しなればならない人が、加入の手続きをしなかったとき(さかのぼって加入して保険料を納められます)
- (2) 国民年金に加入しているけれども、保険料を納め忘れていた期間があるとき
- (3) 現在は加入していないが、以前に納め忘れの保険料があるとき

向日市国民年金

特例納付金融融資を実施

特例納付制度により、さかのぼって保険料を納める場合、一か月につき四千元を納めなければならぬため、かなりまとまった資金が必要になってきます。向日市では、こういった方々の負担を少しでも軽くするために、向日市国民年金特例納付金融融資を行っています。

保険料は

一か月四千元

保険料をさかのぼって納められる特例は、昭和55年8月30日までです。

この特例で、さかのぼって納められる保険料は、一か月当たり四千元です。保険料は、まとめて納めることもできますし、分けて納めることもできます。加入の手続き、未納保険料を納める手続きも、印鑑をもって保険年金課へお越しください。

七十歳になれば誰でも老齢給付年金がうけられると思いがちですが、老齢給付年金は明治四十四年四月一日以前に生まれた人しかうけられません。したがって、明治四十四年四月二日以降に生まれた人は、いずれかの年金制度に加入していなければ年金はうけられませんので、思い違いのないようご注意ください。

京都市銀行向日町支店・東向日町支店、京都信用金庫向日支店、京都中央信用金庫向日町支店、伏見信用金庫向日町支店、向日市農業協同組合本所・支所

また、上記の特例納付金融融資の要件にあてはまらない低所得の方には、世帯更生資金貸付制度で融資が受けられる場合がありますので、年金係にご相談ください。

お問い合わせ
保険年金課年金係
内線二二九

思いがいのないようにご注意ください

所得税の還付を受けられる方へ

次の控除を受けようとする方は、確定申告書に次の書類を添付してください。なお、サラリーマンの方は源泉徴収票も必要です。

- ◆ 住宅取得控除 建築確認書の写し、登記簿謄本の写し、住民票の写しなどのほか、住宅ローンによる控除を受ける場合は、さらに家屋の取得価格を明らかにする書類、融資額の償還金額などの証明書
- ◆ 医療費控除 支払った医療費の領収書

詳しくは税務署へ
電話三一一一六三六六

マイホームと税金(3)

税に強くなろう

今回は住宅取得控除についてお話しします。

住宅を新築したり新築住宅を購入したとき次の要件にあてはまる場合には、居住した年から3年間住宅取得控除が所得税額から控除されます。

(1) 取得した家屋の建築確認通知書の写し(建築確認が必要でない家屋については設計図などの書類やその写し)

(2) 登記簿謄本や賃貸契約書、売買契約書など家屋を取得したことおよび、家屋の工事の着手年月日、購入年月日を明らかにする書類や写し。

(3) 住民票の写し。

夜の歴史教室のご案内

教育委員会では、四回にわたり「夜の歴史教室」を開きます。

教室の内容はNHKテレビの「歴史への招待」を素材にして、戦国時代および幕末の歴史に関する講演を行う予定です。

参加費は無料で、申込み手続き、定員はあります。お気軽にお越しください。

お問い合わせ
教育委員会社会教育課
電話九三一一一八一

どうぞご参加下さい

日程は次のとおりです
第1回 3月7日(金)

ゴミはきめられた日時・場所に

◇ゴミを出す時間

- ▷燃えるゴミ 午前8時まで
- ▷分別収集 午前8時～9時

※上記時間に都合の悪い方は前日に出さず、当日午前7時から出してください

環境衛生課

(ゆずります)

- 歩行器……………1件
- 2段ベッド……………1件
- ベビーベッド……………1件
- アート編機……………1件
- 学習机……………1件
- ウィンドファン……………1件

(ゆずってください)

- 剣道着一式・シートカバー・ベビーバギー・バイク・電気ストーブ・ミシン・乳母車

くらしの情報

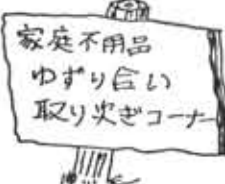
電気毛布の使い方

△問▽電気毛布・あんかの使用上の注意点を教えてください。

△答▽電気毛布の事故は、使用方法や点検を怠ったためが多いようです。長時間通電、電源の抜き忘れ、他の熱器具との併用、老人・病人・幼児への使用、折りたたんだり膝かけや座ぶとん代りの使用などは良くありません。通電中の毛布に重いものをのせることやコントローラーへ衝撃を与えたり分解したり、発熱線に針などを刺したり、洗濯などはしないでください。

また、使用前に必ず発熱線がよじれていないか、線と線が重なっていないか、折れていないかなど点検します。半断線して部分的に過熱し発火する事故が多いようです。使わない時は、必ずプラグを抜き、しまう時は軽くたたんで、一番上に置くことです。

電気あんかを使うときは、低温やけどに気をつけるようにしましょう。体温よりわずかに高い温度でも、長時間身体に直接触れていると、低温やけどを起します。熱湯や熱器具によるやけどと違って、皮膚の深いところまで浸されるため、見かけより悪質で治りにくいものです。幼児や老人などへの使用には、厚めの布で包み、あたたまった身体から離します。



あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょうか。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず市民安全課までご連絡ください。